

宗教法人浄珠院「永代供養個人墓」 管理・使用規則

(目的・適用)

第1条 宗教法人浄珠院（以下浄珠院という）の設置する、ぎんなん霊苑内の永代供養個人墓（以下墓地という）は、浄珠院に帰属する壇信徒及び縁故者、管理責任者の特に認める者が、死亡後33回忌まで、本人のみの、個人用の墳墓としての用に供するものとする。

但し、申込者の親族縁者で、管理責任者が特に認める者が、死亡後33回忌まで、墳墓としての用に供する事も出来るものとする。

2. 本規則は、前項の墓地に管理・使用に関する基準を定め、その管理・使用の適正化を図ることを目的として制定する。

又、同目的により別途「補則」を定めることが出来る。

(墓地使用期間・期間終了後の措置)

第2条 墓地の使用期間は、埋葬予定、墓地使用者全員の死亡後、最終埋葬者の33回忌までとする。

2. 墓地の使用期間終了後は、浄珠院指定の合同慰霊碑に改葬し、墓地を管理責任者に返還するものとする。

(管理責任者)

第3条 墓地の管理責任者は、浄珠院の代表役員とする。

(墓地使用の申込と応諾)

第4条 墓地使用の希望者は、別途「墓地使用申込書」により予め、埋葬予定、墓地使用者全員の氏名を記入し、その旨を管理責任者に申請し、同時に、別に定めるところにより墓地使用料その他を支払わなければならない。

2. 管理責任者は、墓地使用の申込みがあったとき、その申込者に対し使用上の義務を明示し、なおかつ管理上必要と認めるときは、使用に関する特別な措置、又は条件を付すことが出来る。

3. 管理責任者が、申込みを応諾し墓籍簿に登録したときに、墓地使用者となるものとする。

(墓地使用者の義務)

第5条 墓地使用者は、次の各号に定めるところに従って、墓地を使用するものとする。

1. 墓地に埋骨しようとするときは、予め管理責任者に対し、法令にもとづく埋骨許可証又はこれを証する書類を提出し、許可を受けるものとする。
2. 墓地使用者は、管理責任者の指定した区画を使用し、その区画を自己の費用で他の区画と区分し墓碑その他の工作物を設置し、その保全に当たるものとする。
3. 墓地上の工作物は、管理責任者の指定する形状のものとする。その変更、改造、移転については、予め管理責任者の承諾を受けるものとする。
4. 墓碑及び工作物の施工は、特に管理責任者が認めた場合を除き、浄珠院の指定する業者によるものとする。
5. 墓地上の樹木の栽培は、認めないものとする。
6. 墓地使用者が、存命中は、別に定めるところにより管理費を管理責任者に納入するものとする。

(禁止事項違反による使用の解除)

第6条 墓地使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理責任者は何らの催告を要せず、墓地使用者に対しその使用の解除をすることが出来る。

- ①浄珠院の宗派の典礼、法要、儀式及び慣行を無視、又は妨げたとき。
 - ②境内又は墓地内で他宗派の典礼、法要、儀式その他の宗教行為を行ったとき。
 - ③第7条第1項に違反したとき。
2. 墓地使用者に次のいずれかに該当する事由のあるときは、管理責任者は、それ相当の期間内に改善履行することを命ずるものとする。墓地使用者がこの命令に従わないとき、管理責任者は墓地使用者に対し、墓地使用を解除することが出来る。
- ①使用墓地を、墓地以外の目的に使用したとき。
 - ②土葬したとき。
 - ③禽獣を埋葬したとき。
 - ④墓地使用者が、存命中に、正当の事由なく、2年以上墓地に参詣せず、放置したとき。
 - ⑤墓地使用者が、存命中に、2年以上墓地管理費の納入を怠ったとき。
 - ⑥申込みより3月以上、指定の墓碑その他の工作物を設置しなかったとき。

(墓地使用の承継)

- 第7条 墓地使用者は、墓地使用权を第三者に譲渡又は転貸することは出来ない。
2. 申込墓地使用者が死亡したときは、その他の埋葬予定墓地使用者が存命中は、その者がその地位を継承するものとし、直ちに管理責任者に文書で届け出、承認を求めるものとする。

(管理権に基づく措置)

- 第8条 墓地管理者が、墓地に公用・収容のため、又は墓地の整備その他の必要のため墓地使用者に対し、墓地の改装を求めたときは、墓地使用者はこれを拒んではならない。
2. 本規則第6条により、墓地使用が解除されたときは、墓地使用者は直ちに墓地上の墓碑その他の工作物を撤去し、墓地を管理責任者に返還するものとする。
 3. 墓地使用者が、墓地使用を解除された後、直ちに前項の手続きを完了しないときは、管理責任者は別に定める改葬の手続きを執ることが出来るものとする。

(使用料その他の返金)

- 第9条 墓地使用者及び墓地使用者の後見人が、共同墓の使用を解除又は放棄しても、既に納付した使用料その他、及び管理費は、返納しない。

(本規則の改廃)

- 第10条 本規則の改廃は、浄珠院の責任役員会の決議を要する。

付則

1. 本規則は、平成11年4月1日より施行する。

宗教学人浄珠院「永代供養個人墓」管理・使用規則 〔補則〕

1. 墓地使用料その他について（補／本規則第4条第1項）

①墓地使用料その他の内容

☆申込みより、埋葬予定墓地使用者全員死亡後、最終埋葬者の33回忌までの墓地使用料。

☆埋葬予定墓地使用者全員死亡後より、最終埋葬者の33回忌までの墓地管理費。

☆埋葬予定墓地使用者全員死亡後、最終埋葬者の33回忌までの墓地読経回向料。〔墓地開眼式・墓地の字堀の為の撥遣式・最終墓地埋葬者の納骨式の読経回向料、使用者全員埋葬後の使用者全員の祥月命日・御彼岸（春・秋）・盂蘭盆の墓地読経回向料、改葬の為の読経回向料〕

☆本規則第2条第1項の使用期間終了後の改葬費用、並びに墓碑その他の工作物の撤去費用。

②金額

金額は、前項記載の内容合計で、30cm×60cmの区画が四十八万円、90cm×90cmの区画が、八十万円と定める。

但し、申込者以外の埋葬予定墓地使用者が居る場合は、一名につき十二万円を加算するものとする。

2. 管理費について（補／本規則第5条第6項）

①金額及び計算期間

金額は、30cm×60cmの区画は、一期分三千円とし、計算期間は、一年間、（4/1～翌年3/31）と定める。又、90cm×90cmの区画は、一期分五千円とし、計算期間は、半年間、第1期（4/1～9/30）、第2期（10/1～翌年3/1）と定める。

但し、墓地使用期間が、期の途中であっても全額を納入するものとする。

②納入方法

納入方法は、期の始まる前日（30cm×60cmの区画は、その年の3月31日。90cm×90cmの区画は、第1期はその年の3月31日、第2期は、その年の9月30日）までに、一期分全額を、管理責任者に現金又は送金にて支払うものとする。

3. 管理権に基づく改葬の手続き（補／本規則第8条第3項）

①浄珠院の責任役員会での審議

本規則第8条第3項に該当する墓地に関して、浄珠院の責任役員会で審議した墓地を改葬するものとする。

②改葬の通知及び立札による告示

改装するにあたっては、事前に墓籍簿に記載されている者に対して、書面にて改葬の6ヶ月前に通知するものとする。同時に、当該墓地に改葬の理由及び改葬日を記した立札を設置するものとする。

③改葬先

当該墓地の遺骨の改葬先は、使用解除された者から申し出がない場合は、浄珠院指定の合同慰霊碑とする。

④改葬費用

改葬に伴い支出した費用は、当該墓地の使用解除された者が支払うものとする。

4. この補則は、平成11年4月1日より施行するものとする。